

【イラスト版】

新潟県奨学のための給付金(家計急変申請) Q&A

～その1 対象者編～

Q1 『「奨学のための給付金」(家計急変申請)』のチラシをもらったが、どのような制度なの？

A1 新型コロナウイルスの影響などにより、収入が激減した世帯の高校生等の学習を支援するための制度です。

授業料以外の教育費（教科書費、学用品費など）の負担軽減のために県から給付を行うものです。

※ 給付額例：全日制高校:110,100円/人～（申請日などにより異なる場合があります）

※ 給付額については「Q&A ～その2 給付額編～」を参考にしてください。

Q2 私は令和3年度の住民税(所得割)が非課税になると思うけど、この制度の対象になるの？

A2 両親とも条件に合う方が対象になります。（申請が必要です。）

○一方が非課税で、もう一方は住民税(所得割)が課税されていても、基準額を下回り非課税世帯相当と見なされる場合

⇒今回の制度の対象です。できるだけ9月末までに申請してください。

※新型コロナの影響以外の理由による収入減も対象です。（定年退職は対象外）

※裏面のQ4～Q6も参考にしてください

○ご両親とも令和3年度の住民税(所得割)が非課税の場合

⇒通常の制度の対象です。

詳細は9月末頃に対象と思われる世帯に学校を通じてお知らせします。

Q3 住民税（所得割）非課税といわれても、よくわからないのですが。

A3 住民税（所得割）非課税世帯の確認方法は次のとおりです。

お住まいの市町村から毎年6月頃に通知される「市町村民税・県民税特別徴収額の通知書」などに記載されている、「市町村民税（所得割額）」「県民税（所得割額）」の合計が、ご両親の2名とも0円の場合、非課税世帯となります。

年度 市民税・県民税 特別徴収税額の通知書(納税義務者用)

給与収入		主たる給与以外の合算所得区分	定額等	農業	不動産	利子	配当	給与	雑	課税標準	総所得③	市町村民税	定率控除前所得割額④	市町村民税	定率控除額⑤	市町村民税	所得割額⑥	市町村民税	均等割額⑦	県民税	定率控除前所得割額④	県民税	定率控除額⑤	県民税	所得割額⑥	県民税	均等割額⑦	特別徴収税額	6月分	7月分以降	月額額
給与所得			課税標準	山林所得	株式等の譲渡	商品先物取引	総所得③	分離短期譲渡	分離長期譲渡	山林所得	株式等の譲渡	商品先物取引	市町村民税	所得割額⑥	市町村民税	均等割額⑦	県民税	所得割額⑥	県民税	均等割額⑦	特別徴収税額	6月分	7月分以降	月額額							
その他の所得計			総所得金額①	所得控除	医療費	障害者	配偶者	小規模企業共済	配偶者特別	扶養親族該当区分	本人該当区分	超過損失	市町村民税	所得割額⑥	市町村民税	均等割額⑦	県民税	所得割額⑥	県民税	均等割額⑦	特別徴収税額	6月分	7月分以降	月額額							
雑損			所得控除	医療費	障害者	配偶者	小規模企業共済	配偶者特別	扶養親族該当区分	本人該当区分	超過損失	市町村民税	所得割額⑥	市町村民税	均等割額⑦	県民税	所得割額⑥	県民税	均等割額⑦	特別徴収税額	6月分	7月分以降	月額額								
医療費	課・老・寡・勤		所得控除	医療費	障害者	配偶者	小規模企業共済	配偶者特別	扶養親族該当区分	本人該当区分	超過損失	市町村民税	所得割額⑥	市町村民税	均等割額⑦	県民税	所得割額⑥	県民税	均等割額⑦	特別徴収税額	6月分	7月分以降	月額額								
社会保険料	配偶者		所得控除	医療費	障害者	配偶者	小規模企業共済	配偶者特別	扶養親族該当区分	本人該当区分	超過損失	市町村民税	所得割額⑥	市町村民税	均等割額⑦	県民税	所得割額⑥	県民税	均等割額⑦	特別徴収税額	6月分	7月分以降	月額額								
生命保険料	扶養		所得控除	医療費	障害者	配偶者	小規模企業共済	配偶者特別	扶養親族該当区分	本人該当区分	超過損失	市町村民税	所得割額⑥	市町村民税	均等割額⑦	県民税	所得割額⑥	県民税	均等割額⑦	特別徴収税額	6月分	7月分以降	月額額								
損害保険料	基礎		所得控除	医療費	障害者	配偶者	小規模企業共済	配偶者特別	扶養親族該当区分	本人該当区分	超過損失	市町村民税	所得割額⑥	市町村民税	均等割額⑦	県民税	所得割額⑥	県民税	均等割額⑦	特別徴収税額	6月分	7月分以降	月額額								
寄附金	所得控除合計②		所得控除	医療費	障害者	配偶者	小規模企業共済	配偶者特別	扶養親族該当区分	本人該当区分	超過損失	市町村民税	所得割額⑥	市町村民税	均等割額⑦	県民税	所得割額⑥	県民税	均等割額⑦	特別徴収税額	6月分	7月分以降	月額額								

※ 自営業の方など給与所得者の方以外は、令和3年度（市町村民税・県民税）納税通知書の『市町村民税所得割額』と『県民税所得割額』の合計を参考にしてください。

※ お住まいの市町村によっては、様式が異なる場合があります。



**Q4 父親だけがサラリーマンとして働いているが、収入がどこまで減少すれば給付金がもらえるの？**

**A4 お父様の扶養人数により異なります。(祖父母等のお子様以外の扶養含む) 給与所得者(サラリーマンの方など)の対象となる年収見込は次のとおりです。\*** 収入とは、税金や保険料(健康保険料、厚生年金保険料など)が差し引かれる前の総支給額をいいます。

扶養人数	基準年収見込額
0人	100万円未満
1人(子1人など)	204万円未満
2人(妻、子1人など)	221万円未満
3人(妻、子1人、祖父1人など)	271万円未満



**Q5 母親だけが自営業として働いているが、収入がどこまで減少すれば給付金がもらえるの？**

**A5 お母様の扶養人数により異なります。(祖父母等のお子様以外の扶養含む) 自営業の方は収入ではなく年間の所得(収入から経費を除いた所得)が以下の金額を下回る見込みの場合、対象になります。**

扶養人数	基準所得見込額
0人	35万円未満
1人(子1人など)	125万円未満
2人(妻、子1人など)	137万円未満
3人(妻、子1人、祖父1人など)	172万円未満



**Q6 共働きですが、収入がどこまで減少すれば給付金がもらえるの？**

**A6 ご両親のどちらも、上のA4、A5で示した基準未満の年収・所得以下となる場合に対象となります。**

なお、扶養の人数は、お子様や同居家族がそれぞれの健康保険証で誰の扶養に入っているかを確認してください

●参考例

**[判断基準] 保護者の全員(父親・母親の両方とも)基準年収・所得未満の方が対象**

(例1) ↓ A4、A5の基準額を参照  
父親(サラリーマン：扶養2名) 年収見込 200万円 ⇒ ○ 給与基準年収(221万円)未満  
母親(自営業：扶養1名) 年間所得見込 100万円 ⇒ ○ 自営業基準所得(125万円)未満  
⇒ ◎ 給付対象となります (保護者全員が基準年収・基準所得未満)

(例2) ↓ A4、A5の基準額を参照  
父親(サラリーマン：扶養1名) 年収見込 250万円 ⇒ × 給与基準年収(204万円)以上  
母親(自営業：扶養1名) 年間所得見込 100万円 ⇒ ○ 自営業基準所得(125万円)未満  
⇒ × 給付対象外です (父親が基準年収以上)

(例3) ↓ A4の基準額を参照  
父親(サラリーマン：扶養3名) 年収見込 200万円 ⇒ ○ 給与基準年収(271万円)未満  
母親(サラリーマン：扶養0名) 年収見込 99万円 ⇒ ○ 給与基準年収(100万円)未満  
⇒ ◎ 給付対象となります (保護者全員が基準年収未満)



## 【イラスト版】

新潟県奨学のための給付金(家計急変申請) Q&A  
～その2 支給額編～

Q1 「奨学のための給付金」(家計急変)は、いくらもらえるの？

A1 通信制とそれ以外(全日制、定時制、単位制等)の別と第1子と第2子以降の生徒の別で金額が異なります。(1人あたりの給付額は下の表のとおりです)

なお、申請の内容によっては金額が削減されることがあります。→A6を参照

区分	通信制以外(全日制、定時制等)	通信制
第1子	110,100円/人	48,500円/人
第2子以降	141,700円/人	

※ 高校専攻科の場合は金額が異なりますのでお問い合わせください。

Q2 区分にある「第1子」「第2子以降」は、どうやって決まるの？

A2 保護者に扶養されている中学生を除く15歳以上23歳未満の兄弟姉妹(\*)の人数で計算します。

(\*) 高校生から大学生を想定した年齢(以下「対象年齢兄弟」といいます)

※ 年齢は基準日(家計急変申請では申請月の初日)時点の年齢です。

<対象年齢兄弟が高校生だけの場合>

⇒ 最年長の高校生は第1子の金額、その他の高校生は第2子以降の金額を使用

<対象年齢兄弟に高校生以外(大学生、特別支援学校生、無職等)がいる場合>

(高校生以外の兄弟の年長・年少は問いません)

⇒ 高校生全員が第2子以降の金額を使用

※高校生には、他県の学校に通う高校生、高専生、中等教育学校生などを含みます。  
「中学生未満」、「23歳以上」、「扶養に入っていない」に該当する兄弟数の計算には入れません。

Q3 23歳の大学生がいるけど、区分の計算に入るの？

他には、独立して扶養に入っていない19歳の兄弟は計算に入るの？

A3 いいえ、どちらのケースも区分の計算には入りません。

この制度では、大学生かどうかは基準ではなく年齢が基準となっていますので、23歳以上の兄弟は全て計算の対象外となります。

また、兄弟の計算では扶養に入っているかどうかは基準になりますので、独立などの理由により、世帯の扶養に入っていない方は全て計算の対象外です。

(なお、働かされている兄弟でも扶養に入られている方は兄弟の計算に入ります)

Q4 なぜ、中学生未満の子供は兄弟の計算に入れてくれないの？

A4 中学生未満のお子様には、別の制度（市町村が実施する就学援助制度）による支援があるためです。国が計算に入れていないよう定めています。

Q5 うちの子は通信制1人、全日制1人だけどもういくらもらえるの？

A5 ご兄弟とも保護者の扶養に入っている場合は、全日制分は2子以降の給付単価を使用します。（全日制の生徒が年長であっても第2子以降の単価を使用します）

その場合の給付額は  
 48,500円（通信制単価）×1人  
 +141,700円（全日制2子以降単価）×1人 = 合計190,200円になります。

Q6 申請の内容によっては金額が削減されるって、どういうこと？

A6 年間収入(所得)見込み額を計算してもらう際に、6月以前の月を含む収入(所得)をもとに計算してもらい、9月末までに申請した場合、満額支給されます。

7月以降の月だけで収入見込み額を計算した場合や10月以降に申請された場合は、支給額が減額されますのでご注意ください。

<参考> 家庭の状況に応じた支給額例は次のとおりです。

(例1)

区分	年齢	扶養	就学状況	区分判定	使用単価
長男	19歳	独立	就職	×	×
次男	18歳	父の扶養	高校生（全日制）	○	第1子 110,100円
長女	15歳	父の扶養	高校生（定時制）	○	第2子～141,700円
世帯支給額計					251,800円

(例2)

区分	年齢	扶養	就学状況	兄弟数判定	使用単価
長女	20歳	父の扶養	大学生	○	×
長男	18歳	母の扶養	高校生（全日制）	○	第2子～141,700円
世帯支給額計					141,700円

(例3)

区分	年齢	扶養	就学状況	兄弟数判定	使用単価
長男	18歳	父の扶養	高校生（全日制）	○	第2子～141,700円
次男	17歳	父の扶養	高校生（定時制）	○	第2子～141,700円
三男	16歳	父の扶養	無職	○	×
世帯支給額計					283,400円